

令和6年度

幼児教育・保育の無償化の現況確認が始まります！

認可外保育施設等の利用者が
無償化給付認定を受けている場合

申請はお住まいの市町村窓口で
お願いするタン！

毎年保育の必要性の確認が必要です！

**※現況確認書類の提出がない場合は、
無償化給付を受けることができません。**



認可外保育施設等とは・・・一般的な認可外保育施設、ベビーホテル、ベビーシッター、認可外の事業所内保育所等を指します。このほか、子ども・子育て支援法に基づく一時預かり事業、病児保育事業、ファミリーサポートセンター事業が対象です。

※1 認可保育施設等に申込み、教育・保育給付認定を取得している場合、子育てのための施設等利用給付認定とみなすことができるため、本手続きは不要です。

対象者・保育料

※2 認可保育所、認定こども園(2,3号認定)、地域型保育事業所(小規模保育、事業所内保育等)、企業主導型保育事業所との併用はできません。

対象者(※2)	月当たりの限度額
3歳児～5歳児クラス (子育てのための施設等利用給付認定 第2号)	37,000円
市町村民税非課税の0歳～2歳児クラス (子育てのための施設等利用給付認定 第3号)	42,000円

子育てのための施設等利用給付認定の申請手続きについて

書類配布：令和6年1月4日(木)～

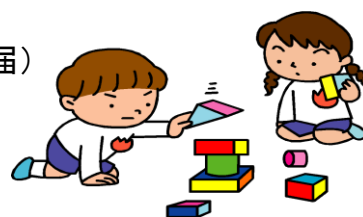
申請受付：令和6年1月9日(火)～令和6年2月16日(金)

手続先：北谷町 子ども家庭課 こども園係

提出書類：①子育てのための施設等利用給付認定申請書(現況届)

②保育の必要性を証明する書類(就労証明書等)

③理由書 等



四半期ごとの償還払いとなります。

(第1期:4～6月分、第2期:7～9月分、第3期:10～12月分、第4期:1～3月分)

